

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和8年1月13日 午前10時			
業務名	生活支援サポーター養成研修業務委託			
業務場所	江南市内で受託者が用意した研修ができる施設等			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
社会福祉法人 ともいき福祉会	142,727			落札
一般社団法人 愛知県介護福祉士会	160,000			
ヒューマンアカデミー株式会社	440,000			
株式会社ニチイ学館	未受領			
株式会社セラム	辞退			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 生活支援サポーター養成研修業務委託
(業務内容は別紙仕様書のとおり)
- 2 業務場所 江南市内で受託者が用意した研修ができる施設等
- 3 委託期間 自 契約成立の翌日
至 令和 8 年 3 月 31 日
- 4 委託料 金156,999円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金14,272円)
- 5 契約保証金 なし

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 社会福祉法人 ともいき福祉会との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 8 年 1 月 14 日

委託者 江南市
市長 澤田 和 延

受託者 犬山市大字前原字橋爪山15-121
社会福祉法人 ともいき福祉会
理事長 桑原 正寛

2026年01月13日 09時07分



入札見積履歴

案件番号 2512232321700691574
調達整理番号 158
案件名称 江南市立小学校看護師派遣業務
予定価格 3,000円(税抜き)

最新更新日時 2026.01.13 09:07

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000607601	株式会社メディカル・コンシェル ジュ 名古屋支社	2,340.00円		
2	2003469001	株式会社ナイチンゲール 名古屋支店	2,360.00円		
3	2001888300	株式会社オムニ	2,400.00円		
4	2000305700	丸八興業株式会社	2,680.00円		
5	2000874701	株式会社パソナ パソナ・名 駅	辞退		

[戻る](#)

単価契約書

- 1 業務名 江南市立小学校看護師派遣業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務期間 自 契約の翌日
至 令和9年3月31日
- 4 契約金額 金 2,574 円

契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。

- 5 契約保証金 免除
- 6 業務場所 江南市立布袋北小学校

上記の業務について、発注者江南市（以下「甲」という。）と

受注者株式会社メディカル・コンシェルジュ 名古屋支社（以下「乙」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和8年1月13日

甲 江南市
市長 澤田 和延

乙 住所 名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋24階
氏名 株式会社メディカル・コンシェルジュ
名古屋支社
支社長 近藤 堯

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和8年1月14日 午前11時00分			
物件名	古知野東小学校外14校教室用カーテン			
納入場所	江南市宮後町船渡58外14			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 総合家具 ヤマケン	1,420,000			決定
松岡建設 株式会社	1,600,000			
株式会社 岸五	1,680,000			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	1,660,000			
株式会社 吉村化工	1,700,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 (1) 品 名 古知野東小学校外14校教室用カーテン
 (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契 約 金 額 金 1, 5 6 2, 0 0 0 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 金 1 4 2, 0 0 0 円
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 納 入 期 限 令和8年2月28日
- 5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡58外14

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社 総合家具 ヤマケン(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年1月14日

発注者 江南市
 市 長 澤 田 和 延

受注者 江南市村久野町門弟山204
 株式会社 総合家具 ヤマケン
 代表取締役 山口 貴幸



入札見積履歴

案件番号 2512242321700692376
調達整理番号 157
案件名称 都市計画道路整備事業(曾本地区工業用地)測量設計委託
予定価格 34,760,000円(税抜き)

最新更新日時 2026.01.16 09:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2002822400	太栄コンサルタンツ株式会社	23,500,000円		
2	2001055300	株式会社石田技術コンサルタンツ	23,900,000円		
3	2000418200	中央コンサルタンツ株式会社	23,950,000円		
4	2002616101	株式会社エイト日本技術開発 中部支社	30,970,000円		
5	2000996601	株式会社オオバ 名古屋支店	31,500,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）測量設計委託
- 2 業務場所 江南市曾本町地内
- 3 委託期間 自 令和 8年 1月20日
至 令和 9年 3月19日
- 4 委託料 金25,850,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金2,350,000 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 太栄コンサル
タツ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に
従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者
が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 8年1月19日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区千代田3-26-18
太栄コンサルタツ株式会社
代表取締役 川口 英朗



入札見積履歴

案件番号 2601132321700695450
調達整理番号 161
案件名称 街路樹保全委託(4)
予定価格 2,746,000円(税抜き)

最新更新日時 2026.01.26 09:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001036101	村繁造園土木株式会社 江南支店	<u>2,740,000円</u>		
2	2000324100	伊神工業株式会社	<u>2,850,000円</u>		
3	2004338700	大澤造園土木株式会社	<u>2,850,000円</u>		
4	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	<u>3,000,000円</u>		
5	2000811300	有限会社山田組	<u>3,000,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 街路樹保全委託(4)
- 2 業務場所 江南市尾崎町地内外2
- 3 委託期間 自 令和 8 年 1 月 28 日
至 令和 8 年 3 月 13 日
- 4 委託料 金 3,014,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 274,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 村繁造園土木株式会社
江南支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名
押印の上、各自1通を保管する。

令和 8 年 1 月 27 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西36番地
村繁造園土木株式会社 江南支店
支店長 山本 昌敏

2026年01月26日 09時19分



入札見積履歴

案件番号 2512262321700693170
調達整理番号 162
案件名称 古知野東小学校外6校側溝浚渫委託
予定価格 3,175,330 円 (税抜き)

最新更新日時 2026.01.26 09:19

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000991900	株式会社メイセイ	2,980,000円		
2	2000324100	伊神工業株式会社	3,100,000円		
3	2000615700	尾関組	3,100,000円		
4	2004399200	株式会社林本建設	3,100,000円		
5	2000105300	石塚組	3,300,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 古知野東小学校外6校側溝浚渫委託
- 2 業務場所 江南市宮後町船渡58番地外6
- 3 委託期間 自 令和8年1月27日
至 令和8年3月31日
- 4 委託料 金 3,278,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 298,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社メイセイとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年1月26日

委託者 江南市

市長 澤田 和 延

受託者 江南市小杵町長者毛東197
株式会社メイセイ
代表取締役 林 吾一

2026年01月26日 09時38分



入札見積履歴

案件番号 2512262321700693164
調達整理番号 163
案件名称 放課後児童支援員補助業務
予定価格 20,980,200円(税抜き)

最新更新日時 2026.01.26 09:38

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2004938901	パーソルテンプスタッフ株式会社 中部営業本部	<u>20,980,200.00円</u>		
2	2005164401	株式会社アスカクリエート 名古屋支店	未受領		
3	2004836100	株式会社明日香	未受領		
4	2004402800	キャリアリンク株式会社	未受領		
5	2001695701	株式会社ヒューマントラスト 営業本部	辞退		
6	2000874701	株式会社パソナ パソナ名駅	辞退		

戻る

労働者派遣基本契約書

パーソルテンプスタッフ株式会社

労働者派遣基本契約書

派遣先・江南市（以下、「甲」という。）及び派遣元・パーソルテンプスタッフ株式会社（以下、「乙」という。）とは、労働者派遣に関し、次のとおり取引の基本事項を定める。

第1条（適用範囲）

本契約は、甲乙間で締結される個別労働者派遣契約（以下、「派遣契約」という。）について適用する。

第2条（労働者派遣契約）

甲及び乙は、労働者派遣に際し、派遣契約の内容を書面にして記録し、かつ乙は甲に対し、派遣労働者の氏名等法定事項を所定の方法で通知する。

第3条（派遣料金）

甲は乙に対し、別に定める派遣料金を次の支払条件で支払うものとする。ただし、派遣契約に支払条件に関しての特別の定めがある場合には、その定めに従う。

- 1) 派遣料金は、毎月1日から末日で締め、派遣料金を計算して甲に請求し、甲は、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込み送金して支払う。
- 2) 派遣料金の割増については、次の表のとおり計算する。なお、1週の起算日は日曜日とする。

項目	定義	割増率
超過勤務時間	労働基準法に定める1日8時間若しくは1週40時間の法定労働時間を超える超過勤務時間又は派遣契約で別段の定めをした基準時間を超える超過勤務時間	25%
休日勤務時間	派遣契約にて定められた就業日以外の日の勤務時間	25%
深夜勤務時間	22時以降翌朝5時までの勤務時間	25%
法定休日勤務時間	労働基準法に定める1週1日若しくは4週を通じて4日に該当する法定休日の勤務時間	35%
60時間超	前号に定める締め日ごとの1か月間における法定休日勤務時間及び他の割増対象時間と重複しない深夜の勤務時間を除く、本契約及び派遣契約に定める割増対象となる勤務時間の合計が60時間を超える場合の超過した時間	25%
超過勤務時間 ・深夜勤務時間	超過勤務を深夜勤務時間に行う場合の勤務時間	50%
法定休日勤務時間 ・深夜勤務時間	法定休日勤務時間を深夜勤務時間に行う場合の勤務時間	60%

- 3) 派遣料金算定の際、1円未満の端数が生じたときには、これを四捨五入し、派遣料金に消費税及び地方消費税率を乗じた際に1円未満の端数が生じたときには、これを切捨てる。
- 4) 派遣契約に定める1日の勤務時間は原則4時間以上とする。
- 5) 甲の責に帰すべき事由により派遣労働者の業務遂行の一部又は全部が不可能となった場合には、乙は債務不履行の責任を負うことなく、甲に対し派遣料金の請求ができる。
- 6) 勤務時間は、1分単位で計算し端数は切捨てとする。
- 7) 経済事情の変化、諸経費の変動等により、派遣料金の改定の必要が生じたときには、甲乙協議のうえ派遣料金を改定することができる。

第4条（就業）

乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、又は甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

第5条（責任者の選定等）

1. 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任する。
2. 甲は派遣労働者を直接指揮命令する者（以下、「指揮命令者」という。）を定める。指揮命令者は、業務の処理について、派遣契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

第6条（派遣労働者の交替の要請）

甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合には、理由を明示してその派遣労働者の交替を乙に要請することができるものとし、乙は要請が妥当と認められる場合には、派遣労働者を交替しなければならない。ただし、紹介予定派遣の場合を除く。

第7条（金銭、有価証券等の取扱い）

甲は乙の派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせない。ただし、業務上必要がある場合には、乙所定の覚書を締結するものとし、覚書で定めた範囲でのみ取扱いをさせることができる。

第8条（出張、車両の使用）

甲は、乙所定の覚書を締結することにより、乙の派遣労働者に出張又は車両使用をさせることができる。

第9条 (知的財産等の取扱い)

乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行にあたり作成した書類、ソフトウェア、マニュアルその他のすべての成果物(有形・無形を問わない)の所有権、著作権(著作権法第20条及び第21条の権利を含む)、特許権等のすべての権利は、その性質上甲に帰属若しくは移転し得ないものを除き、原則として甲に帰属し、又は権利の発生と同時に乙の派遣労働者から甲に移転するものとする。ただし、権利の帰属又は移転に際し、関係諸法令により乙の派遣労働者に対し相当の対価の支払い等が必要となる場合には、甲は当該法令上必要な措置を講じる。

第10条 (労働者派遣法その他関係諸法令の遵守)

1. 甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)、派遣先が講ずべき措置に関する指針、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針、労働基準法、労働安全衛生法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児介護休業法」という。)その他関係諸法令等で定められているところに従い、各自必要な措置をとる。
2. 甲及び乙は、乙の派遣労働者から、育児介護休業法に基づく、育児休業、介護休業、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置、子の看護休暇又は介護休暇の請求が乙にあった場合には、その請求に対し適切な措置を講じる。
3. 甲及び乙は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントその他のハラスメント(以下、「ハラスメント等」という。)の防止等に配慮するとともに、万が一、乙の派遣労働者からハラスメント等に関する苦情又は相談を受けた場合には、誠実かつ迅速に必要な対応を行う。

第11条 (雇用の禁止)

甲は、派遣契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。なお、甲が派遣契約期間中に当該派遣労働者の雇入れを行うおとす場合は、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、甲、乙及び派遣労働者との三者合意の下、当該派遣契約を解除し、新たに紹介予定派遣契約又は有料職業紹介契約を締結する。

第12条 (業務上災害)

派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

第13条 (契約の解除)

1. 甲乙いずれかにおいて次の各号の一に該当し、又は本契約及び派遣契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときには、その相手方は何ら催告することなく本契約及び派遣契約の全部若しくは一部を解除し、又は解除権の行使とともに損害賠償の請求をすることができる。
 - 1) 第三者に対する債務のため、強制執行、保全処分、租税滞納処分等を受け若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし若しくは受けたりしたとき、又は死亡若しくは解散したとき
 - 2) 小切手又は手形の不渡りを一回でも発生させたとき
 - 3) 甲が本契約にて定める派遣料金の支払いを怠ったとき
 - 4) 前号を除く本契約又は派遣契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 5) 財産状態が悪化する等、債務の履行を困難とする相当な事実があると相手方が認めたとき
2. 甲が前項各号の一に該当したときには、乙に対する残債務の全額を直ちに現金で支払わなければならない。
3. 甲のやむを得ない事情により、派遣契約の全部又は一部をその契約期間の途中で解除しようとする場合には、甲は乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ1か月以上の猶予期間をもって乙に書面にて解除の通知を行う。
4. 甲及び乙は、派遣労働者の責めに帰すべき事由以外的事由によって派遣契約の解除が行われた場合、甲の関連会社での就業のあっせん、乙において他の派遣先を確保すること等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努める。
5. 甲は、甲の責めに帰すべき事由による派遣契約の解除において、前項による新たな就業機会の確保が出来ない場合、少なくとも乙に生じた休業手当、解雇予告手当額等に相当する額以上の額について、損害の賠償を行う。
6. 派遣契約の解除について、甲及び乙双方の責めに帰すべき事由がある場合には、それぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。
7. 甲は、派遣契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、派遣契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにする。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - 1) 暴力団
 - 2) 暴力団員
 - 3) 暴力団準構成員
 - 4) 暴力団関係企業
 - 5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - 6) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
 - 1) 暴力的な方法による要求をすること
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること

- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
 - 5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
 - 6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - 7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - 8) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
 4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならない。
 5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
 6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第 22 条 (派遣労働者の個人情報の保護)

1. 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第 21 条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限る。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において許されている範囲である場合又は他の法律に定めのある場合には、この限りではない。
2. 甲及び乙は、本業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第 23 条 (機密保持)

1. 乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密、個人情報、その他甲における業務遂行に関し知り得た事項を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
2. 乙は、派遣労働者その他の乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第 24 条 (損害賠償)

1. 乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行において、故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、乙は甲に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者(以下、「指揮命令者等」という。)の派遣労働者に対する指揮命令(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む)により生じたと認められる場合及び、派遣契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 前項の場合において、その損害が、乙の派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令との双方に起因するときは、甲乙協議し損害の負担割合を定める。
3. 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知する。

第 25 条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。
2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された派遣契約については、本契約が派遣契約の有効期間中適用される。

第 26 条 (合意管轄)

本契約、覚書及び派遣契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

第 27 条 (旧契約の解除等)

本契約の締結をもって、甲と乙との間で既に締結している労働者派遣に関する基本契約(以下、「旧契約」という。)を合意解除する。なお、旧契約に基づき現在締結中の派遣契約については、本契約の各条項を適用する。

第 28 条 (協議事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議し円満に解決する。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者各自記名捺印し各1通宛これを保有する。

令和8年1月26日

派遣先(甲)

愛知県江南市赤童子町大堀 衛

江南市長 澤田 和延

派遣元(乙)

パーソルテンプスタッフ株式会社
〒 466-8601 愛知県名古屋市中区栄四丁目...
中日ビル

中部営業本部
本部長 桐溪 克己

2026年01月26日 09時51分



入札見積履歴

案件番号 2601092321700695011
調達整理番号 164
案件名称 介護認定支援システム一式
予定価格 166,000円(税抜き)

最新更新日時 2026.01.26 09:50

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	<u>152,540.00円</u>		
2	2000600401	株式会社JECC	<u>257,700.00円</u>		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社中部支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により介護認定支援システム一式(以下「機器」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金167,794円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金15,254円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(機器の内容)

第6条 機器の内容は別紙仕様書のとおりとする。

(機器の設置場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和8年3月31日までに、借受人において機器を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月額払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の適法な請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して機器の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が機器に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は機器の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項についてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 機器に他の機械器具の取付け又は機器を改造するとき。

(2) 機器を第7条に定める設置場所から移転するとき。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第11条 機器が契約不適合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(機器の据付及び調整費用等)

第12条 機器の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解除の申出等)

第13条 借受人は、この契約の全部又は一部を解除する場合は、文書による3か月前の予告をもって解除を申し出るものとする。

(機器の返還)

第14条 借受人は、この契約の解除により機器を返還する場合は、機器を搬入当時の状態にもどし、すみやかに機器を貸付人に返還するものとする。借受人が所有権の取得を申し出た機器については、借受人に無償で譲渡するものとする。

2 機器の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 機器に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第15条 貸付人は、機器に対する保険を付保しなければならず、当該保険料を負担するものとする。

2 貸付人は装置の賃貸借期間中、貸付人の選定した保険会社との間に動産保険を締結するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第16条 借受人は、機器の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、機器が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人とで協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、機器及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第17条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、機器の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第18条 貸付人は、機器の調整等のために、借受人の了解を得て、機器の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

- (1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が貸付人又は貸付人が構成事業者である事業者団体(以下「貸付人等」という。)に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 貸付人は、前条各号のいずれかに該当するときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、総賃貸借料の10分の2に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、総賃貸借料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸付人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は機器の購入契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 貸付人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を下請契約又は機器の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸付人は、損害賠償に代えて、総貸借料の10分の1に相当する額を違約金として借受人の指定する期間内に支払わなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、契約履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに借受人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第23条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 機器について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 機器について、盗難、滅失又は毀損等の事故が発生したとき。

(解除権及び損害の賠償)

第24条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年1月27日

借受人：江南市赤童子町大堀90番地

江南市

市長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦1-17-1

NECキャピタルソリューション

株式会社 中部支店

中部支店長 菱木 裕一郎